

生徒指導部便り

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対しましてご支援、ご協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、まもなく冬季休業を迎えますが、年末・年始の慌ただしい時期において生徒の問題行動や交通事故の発生が懸念されるところです。

つきましては、下記の事項に留意の上、問題行動の未然防止、交通事故、SNS利用に関するトラブルの防止にご協力をお願いいたします。

1 問題行動等の未然防止について

(1) SNS使用上の注意

現在、大多数の生徒がスマホを所有しており、LINEやInstagramなどのSNSを利用しております。スマホ等を使用する時間も増加しており、睡眠時間の確保ができなかったり、スマホのやり取りでストレスを抱え、精神的不安に陥ったりする傾向にもあります。心身が不安定な状況では、思考力や判断力も鈍ります。強いては規範意識や自己肯定感が低くなり、負の方向に進みがちです。保護者の方をお願いしたいことを下記の枠内に記しましたので、冬季休業中にSNSの利用状況について家庭で話し合う機会を設け、個人情報の流出も含め、今一度、スマホの使い方について家庭のルールを確認するようお願いいたします。

- ・悩みや不安が無いが、またその内容について傾聴していただき、お子様と一緒に過ごす時間をぜひ大切にしてください。
- ・お子様と話し合い、スマホやタブレット等の使用時間や決まり等を見直してください。
- ・お子様が使用するスマホ等にはフィルタリングをかけてください。
- ・接続するサイトやダウンロードするアプリの確認をお願いします。

(2) 夜間外出、外泊等について

「茨城県青少年の育成等に関する条例」(平成22年4月1日)にもとづき、保護者の方には監督の義務があります。生徒の夜間外出や無断外泊、危険箇所や不健全な場所へ出入り禁止をご家庭でもご指導をお願いいたします。なお、条例違反をし、生徒が警察に補導された場合には、保護者が罰せられることとなります。

(3) 喫煙・飲酒・薬物乱用について

全国的に高校生の喫煙者割合は、大幅に減少している傾向が見られます。しかしながら、冬季休業中は交友関係も広がり、喫煙や飲酒の誘いを受けたり、友人や先輩が喫煙や飲酒をしている場に同席してしまったりする可能性もあります。誘いを受けたとしても強い意志で断る勇気を持つよう、また、そのような場に行かないよう家庭でもお話してください。

(4) 万引き防止について

「万引きは金銭の多少に関係なく、社会において許されない犯罪行為である」という認識を保護者・生徒で共有してください。

(5) アルバイトについて

アルバイトは原則禁止となっております。しかし、経済的な事情や、やむを得ないと判断した場合には許可しております。保護者面談時に担任まで、申し出てください。ただし、学校生活を疎かにしている時には、許可できません。また、取り消しもありますので、学校生活をきちんとしてください。無断でアルバイトすることがないようにご協力をお願いします。

(6) 原付自転車免許取得について

冬季休業中に原付バイク（50cc以下）の運転免許取得を希望する場合は、所定の手続きを経てから受験するようにしてください。無断での免許取得は特別指導の対象となります。

(7) 普通自動車免許取得について

3年生で進路先が決定した者に限り、11月以降に自動車学校への入学が許可されています。自動車学校への入校を希望する場合は、普通自動車免許取得願を入校手続きの前に提出してください。無断で自動車学校への入校手続きをしないようにしてください。

なお、免許取得後も卒業までは、運転をすることは許可していませんので、保護者のご協力をお願いいたします。

2 生徒の安全について

(1) 交通事故の未然防止

4月から12月までの間に、減少傾向ではありますが、交通事故が数件発生しています。幸い大きな怪我をするような事故ではありませんが、相手が乗用車で、生徒が自転車の事故が多く、生徒が負傷する場合はほとんどです。特に交差点など出会い頭の事故が目立ちます。**2023年4月より自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。安全面からでもできる限りヘルメットの着用をお願いします。**冬季休業中は普段とは生活パターンや行動範囲が変化します。今まで以上に注意が必要になりますので、交通法規、交通マナーを守るようご家庭でもご指導ください。

重点指導事項

① **ながら運転の禁止**（自転車は社会では軽車両扱いです。事故時に過失の割合が大きい場合、損害賠償は高額になる場合もあります。）

・スマホを操作しながら、イヤフォンを着用して音楽を聴きながらの自転車運転禁止

② 交差点での一時停止を徹底

③ 自転車乗車時のヘルメット着用の推奨

(2) 不審者対策、防犯対策

声かけ、つきまとい、露出など不審者に遭遇した場合は、速やかに警察と学校に連絡するようにしてください。特に相手が乗用車の場合には、ナンバーを記録しておいてください。夜間に暗い道を一人で通らない、SNS上で知り合った人とは絶対に会わないなど、事件や事故に遭わないような自分にできる最大限の行動をさせてください。

(3) 8時30分登校について

本校では生徒の登校時刻は8時30分です。40分までの10分間は『朝活』として学習時間としています。昇降口で登校指導をしておりますが、**8時30分ぎりぎりに登校して来る生徒が非常に多いのが現状です。遅刻をしたくないからという理由で、急いでしまうと当然ながら交通事故のリスクを高めることとなります。**スピードの出し過ぎ、一時不停止、信号無視など、時間に余裕がないがために大きな事故を招くことになってしまいます。起床から家を出る時間までは、各家庭におかれまして規則正しい習慣を確立させ、時間に余裕を持って行動できるようにご協力をお願いします。また、原付自転車での登校は8時20分までとなっています。原動機が付いている分、スピードもでするので、事故のリスクも高まります。余裕を持って登校してください。